

Annual Report on Management of Audit Quality 2024

ドライラン版

監査品質のマネジメントに
関する年次報告書 2024



五十鈴監査法人

Contents

1	総括代表社員からのメッセージ	…	1
2	事務所概要	…	2
3	品質管理基盤の状況	…	3
4	組織・ガバナンス基盤の状況	…	5
5	人的基盤の状況	…	7
6	IT基盤の状況	…	9
7	財務基盤の状況	…	10
8	国際対応基盤の状況	…	11
9	ガバナンス・コードへの対応状況	…	12

1 | 総括代表社員からのメッセージ

私たち五十鈴監査法人は、1983年5月の設立以来、40年以上に亘って地元、三重県を中心に東海地方における地域経済や社会と密接な関係を保ちつつ、常に信頼される監査法人を目指してまいりました。

当監査法人は、監査業務を通して、財務情報の信頼性を確保し、利害関係者の保護を図り、もって健全な経済活動の維持発展に貢献できるよう、職業的専門家として高品質の監査サービスを提供することが社会的な使命と考えております。当監査法人は、社員及び職員一人一人が会計プロフェッションとしてこのような社会的使命を自覚し、職業的専門家としての責務を全うし社会的要請に応えることができるよう、独立性及び品質管理に関する行動指針を遵守しながら確固たる目標をもって専門業務に努めると共に、クライアントへの監査を中心とする保証業務等の提供及び会計プロフェッションとしての行動を通じて、資本市場の活性化に奉仕することを経営の基本理念としております。この基本理念を達成するため、当監査法人では以下の行動指針を全ての社職員に周知しております。

- ・ クライアントとのコミュニケーションの重視

クライアントとの深度あるコミュニケーションは、クライアントの経営課題から生じる監査及び会計上の検討事項に適時かつ適切に対処するために不可欠です。また、クライアントとの良好な関係性を構築することで、決してクライアントに迎合するのではなく、職業的専門家として認めることができないことに対して毅然とNoとすることができると考えています。

- ・ 高い専門性を有する人材と監査チーム構成

当監査法人は、監査・保証業務のみならず、株式公開支援業務、企業組織再編に関するアドバイザリーや財務デュー・デリジェンスを含むファイナンシャルアドバイザリーサービス業務、その他のコンサルティング業務等にこれまで幅広く対応してまいりました。そのような業務を通して知識、経験を蓄積した人材や、大手監査法人での監査業務を幅広く経験した人材など、当監査法人では、多様な専門的知識や経験を有する人材を適切に各監査チームに配分しています。

- ・ 品質管理活動への積極的な取り組み

当監査法人では、品質管理担当責任者を委員長とした「監査品質委員会」を設置し、品質管理に関連した情報の収集や品質管理システムの体制整備を行っております。また、監査品質を維持するためには職業的専門家としての専門的能力とともに高い倫理観、誠実性、幅広い見識が求められると考えていることから、当監査法人では、これらの素養を社員・職員が備えるべく自己研鑽に励み、人材教育を継続するとともに、自由闊達なコミュニケーションの出来る「風通しの良い組織風土」の醸成を重視しております。

当監査法人は、クライアントの皆様との人のつながりを大切にし、信頼を醸成しながら、言わば「縁の下の力持ち」のような存在であり続け、今後もクライアント様、地域、社会に信頼される監査法人としての責任を果たしてまいりたいと存じます。

総括代表社員 下津 和也

2 | 事務所概要

五十鈴監査法人 (Isuzu Audit Corporation)

2024年7月1日現在

設立 | 1983年5月23日

総括代表社員 | 下津和也

役員構成	総括代表社員	下津和也	副総括代表社員	端地忠司
	代表社員	中出進也	代表社員	西野賢也
	代表社員	岩田哲也	代表社員	岩田有司
	社員	岡根良征	社員	船越勇輝
	社員	高士雄次		

メンバー	社員 公認会計士	9名
	専門職員	
	公認会計士	28名
	公認会計試験合格者	3名
	その他	4名
	事務系職員	2名
合計	46名	

クライアント	金融商品取引法・会社法監査	13法人
	会社法監査	9法人
	信用金庫法監査	8法人
	準金商法監査等	5法人
	その他の法定監査	12法人
	その他の任意監査	22法人
	その他の法令に基づく監査	1法人

本部・津事務所

三重県津市丸之内34番5号 (津中央ビル6階)
 TEL : 059-227-5002 FAX : 059-227-5196

桑名事務所

三重県桑名市大中央町17番地2
 TEL : 0594-22-1471
 FAX : 0594-23-4425

名古屋オフィス

愛知県名古屋市中村区名駅3丁目4番10号
 (アルティメイト名駅1st 6階)
 TEL : 052-433-1217
 FAX : 052-433-1218

所在地

3 | 品質管理基盤の状況

- 当監査法人は、継続的な監査品質の向上を図るため、監査品質委員会を組織し、品質管理委員長が当該委員会を統括しております。委員会の構成員が業務を分担することにより、組織的に品質管理活動を実施しております。
- 当監査法人では、監査品質委員会が中心となり「監査の品質管理規程」及びこれに関連するガイドラインや監査マニュアルを制定し、社職員に周知しております。
- 当監査法人では「監査の品質管理規程」において監査業務を適切に実施するための職業的懐疑心の保持及び発揮、独立性の遵守の重要性等について定めております。また、「監査の品質管理規程に関するガイドライン」において、監査業務の実施における業務執行社員による指示、監督及び査閲、適切な審査等の実施を担保するための具体的な手続について定めております。

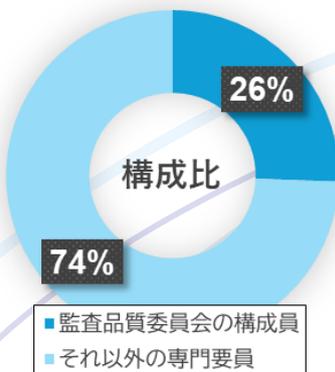
当監査法人が定める監査品質の指標（AQI ※）

※ AQI : Audit Quality Indicator

監査品質委員会のメンバー構成

2024年7月1日現在

全ての専門要員における割合

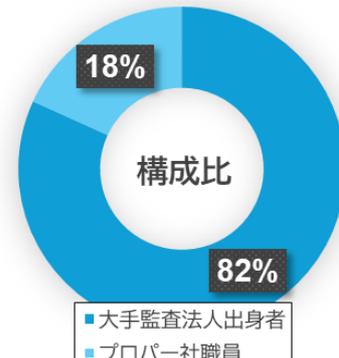
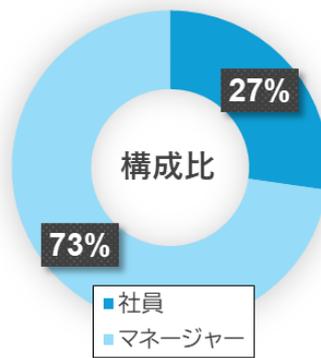
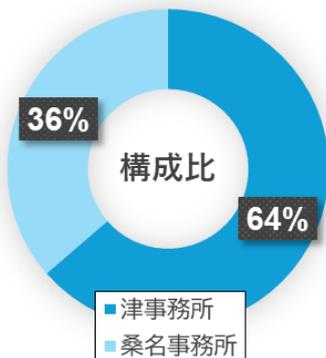


監査品質委員会 委員長	船越 勇輝
監査品質委員会 副委員長	端地 忠司 岩田 哲也
品質管理担当マネージャー	5 名
情報システム担当マネージャー	3 名
合計	11名

監査品質委員会の構成比

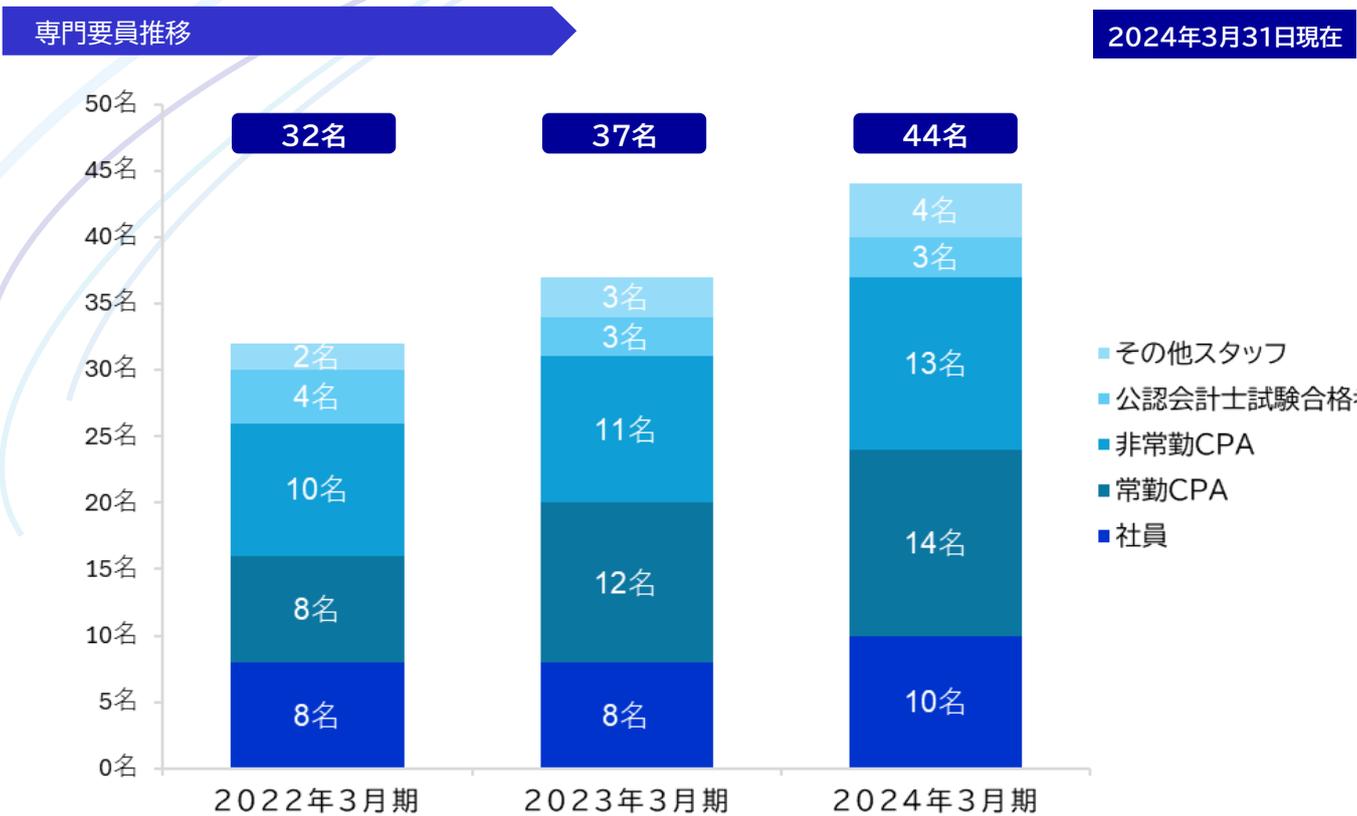
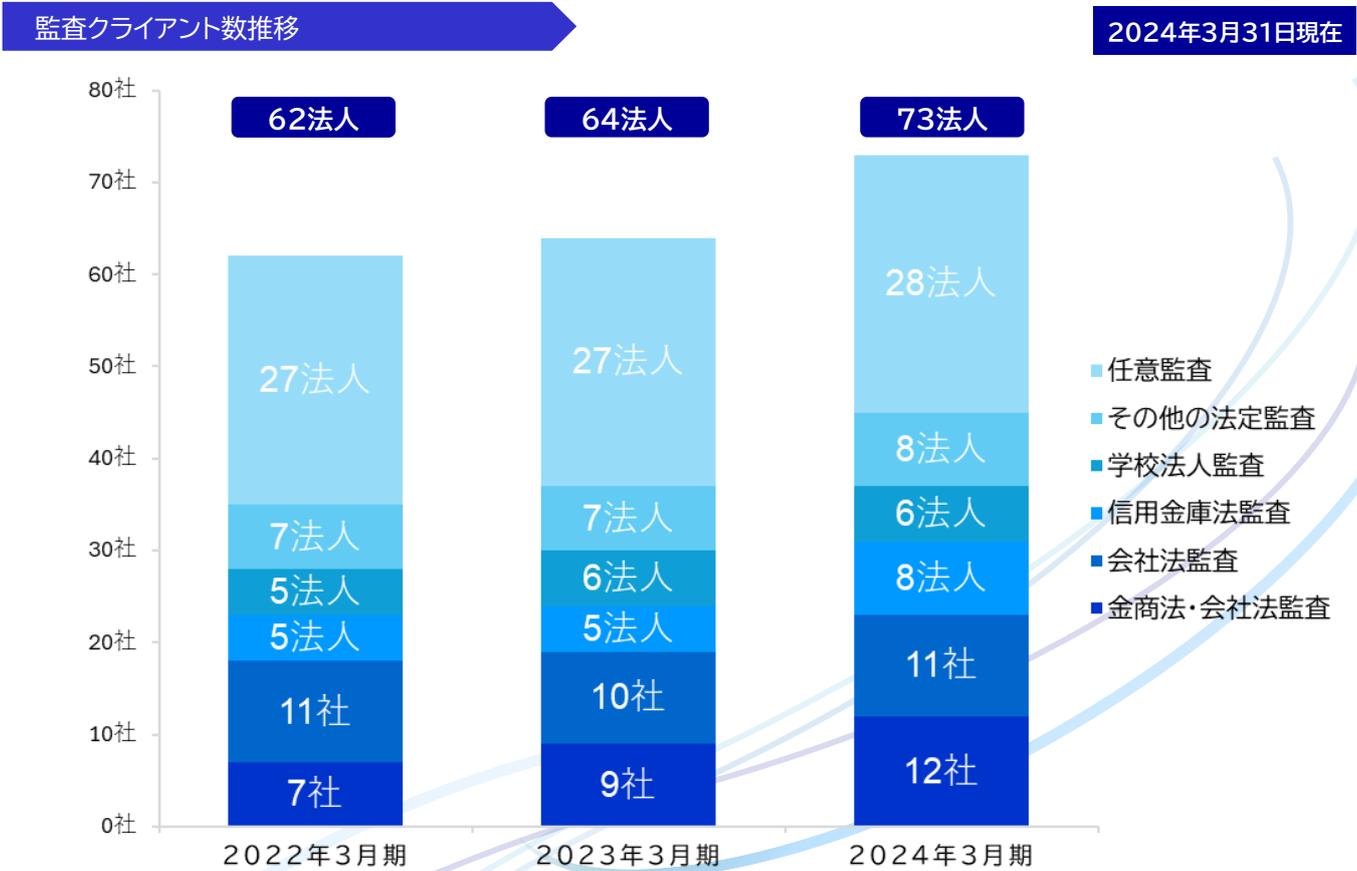
2024年7月1日現在

監査品質委員会の構成員の構成比は次のとおりです。



3 | 品質管理基盤の状況

当監査法人ではここ3年間に亘り監査クライアントが増加しておりますが、大手監査法人出身者を中心に人員確保に努めており、十分な監査品質を保持しております。

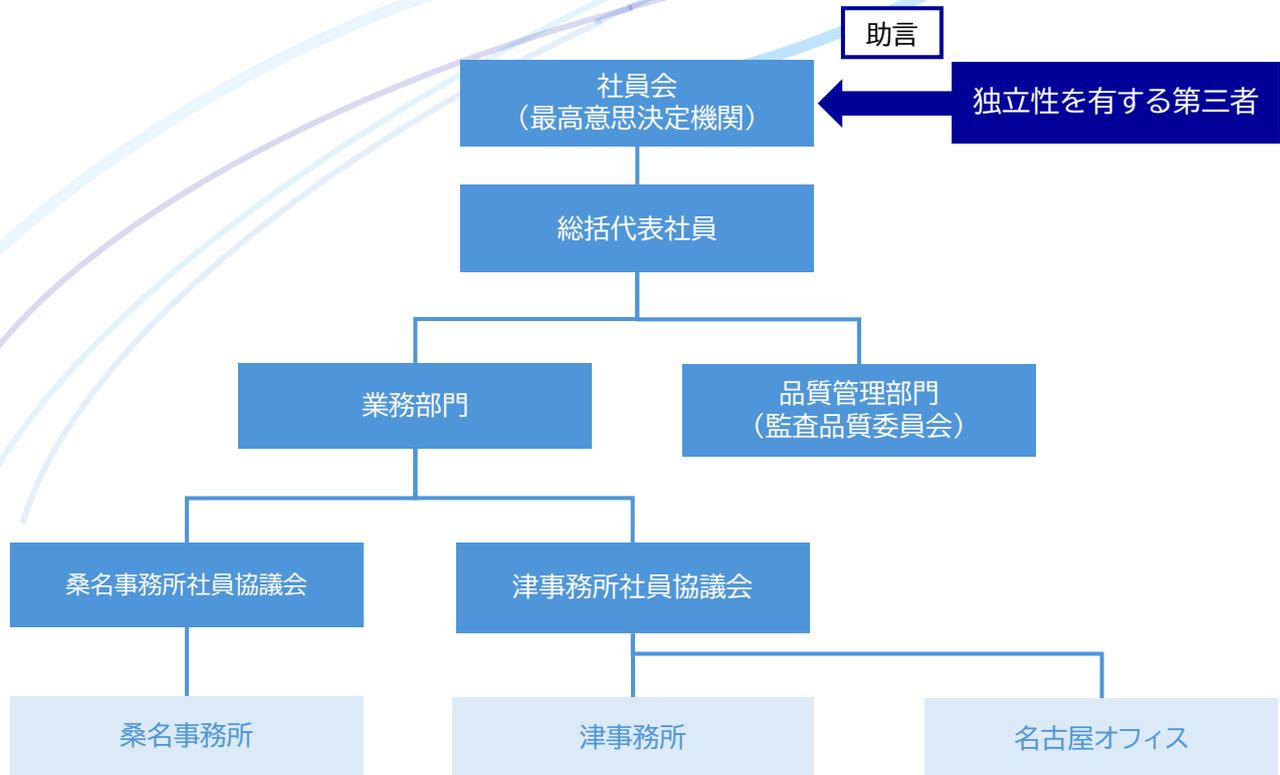


4 | 組織・ガバナンス基盤の状況

- 当監査法人は、総括代表社員が監査業務の品質に関する最終的な責任を有し、品質に関する説明責任を含む責任を負うこととしております。また、品質管理システムの整備及び運用、並びにモニタリング及び改善プロセスの運用責任者を品質管理担当社員としております。
- 当監査法人では、監査法人の運営上の事項や品質管理に関連する重要な事項は全て社員会で決議ないしは社員会に報告することとしております。
- 非監査業務については、クライアントから依頼を受けた場合には倫理規則における独立性の定めを考慮し、受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としております。
- 当監査法人では「独立性を有する第三者」を選定しており、適時に情報共有を行うことで、経営課題等や経営機能の実効性についての助言を依頼しております。

五十鈴監査法人 組織図

2024年7月1日現在



4 | 組織・ガバナンス基盤の状況

当監査法人が選任した独立性を有する第三者

佐久間 基 氏

【学歴】

- ・ 京都大学農学部生産環境科学科 卒業
- ・ 米国ジョージ・ワシントン大学ビジネススクール 修了

【主な職歴】

- ・ 国税庁 勤務（国家公務員 I 種経済職）
- ・ KPMG台湾 勤務
- ・ 公認会計士佐久間会計事務所 所長

【保有資格】

- ・ 公認会計士、税理士
- ・ USCPA

【主な経歴】

- ・ 社外監査役、一般社団法人 代表理事・監事、一般財団法人 監事 他
- ・ 元 国税専門官採用試験 試験専門委員

独立性を有する第三者に期待する役割

- ・ 会計事務所の経営者、社外監査役や一般社団法人理事等の経験を通して培われた、経営機能の実効性向上に資する助言や品質管理システムの強化に関する助言
- ・ 国税庁のキャリア官僚として勤務した経験に基づく、多角的な視点に立脚した当監査法人の経営課題に関する助言
- ・ 海外留学や海外の会計事務所に勤務経験があることによる国際的な知見の提供

5 | 人的基盤の状況

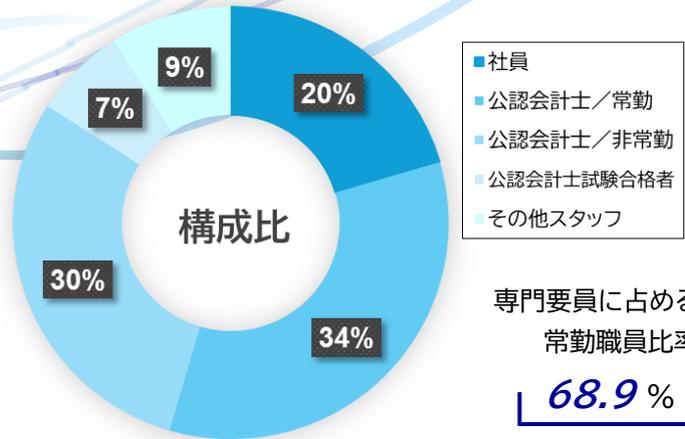
- 当監査法人は、IPO支援業務、FAS業務、その他のコンサルティング業務等を通して知識、経験を蓄積した人材や、大手監査法人での監査業務を幅広く経験した人材など、多様なバックボーンを有する人材を抱えております。
- 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、職員の評価指針として「人事考課規程」及び「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。
- 当監査法人では、全ての専門要員が受講すべき研修について、研修計画として社員会において定めております。また、教育研修担当社員が、当該研修計画で指定した研修を専門要員が受講していることを確認、管理しております。
- 当監査法人では複数の情報システム担当社員及び情報システム担当マネージャーを置いております。情報システム担当マネージャーには、応用情報技術者試験に合格している者、公認会計士資格の取得前にERPサービス、業務アプリケーションサービス(ソリューションの開発も含む)などを提供するシステム会社への勤務経験がある者がおります。

当監査法人が定める監査品質の指標 (AQI)

専門要員の資格、就業形態ごとの人員構成

社員	9名
公認会計士／常勤	15名
公認会計士／非常勤	13名
公認会計士試験合格者	3名
その他スタッフ	4名
合計	44名

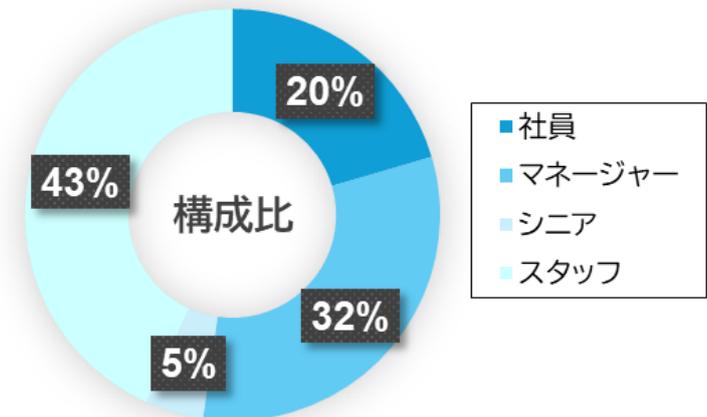
※ 事務系職員は含めておりません。



監査に従事する専門要員の役職ごとの比率

社員	9名
マネージャー	14名
シニア	2名
スタッフ	19名
合計	44名

※ 事務系職員は含めておりません。

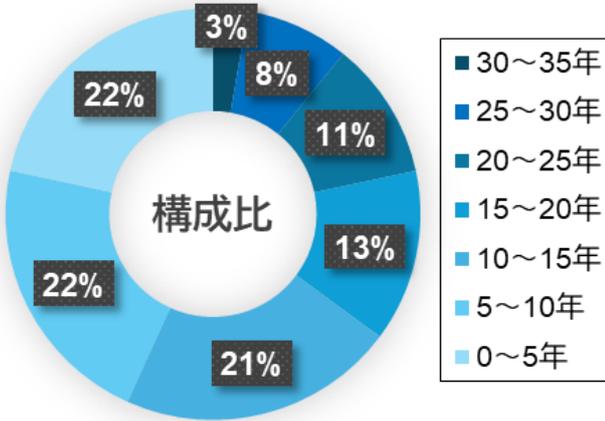


5 | 人的基盤の状況

当監査法人が定める監査品質の指標 (AQI)

CPA登録年数別構成比

2024年7月1日現在

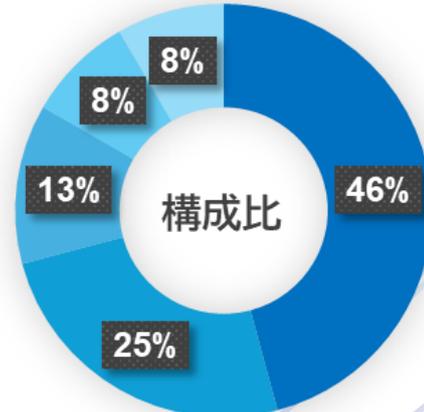


平均年齢

社員	… 50.4歳
常勤CPA	… 41.1歳
非常勤CPA	… 42.9歳
公認会計士試験合格者	… 32.7歳

専門分野を持つ人員の構成

2024年7月1日現在



専門要員の直近3年間のCPD履修単位数

2024年7月1日現在

最多履修者(1年当たり平均)

85 単位

1年当たり履修単位数の平均

51 単位

CPD取得義務達成率

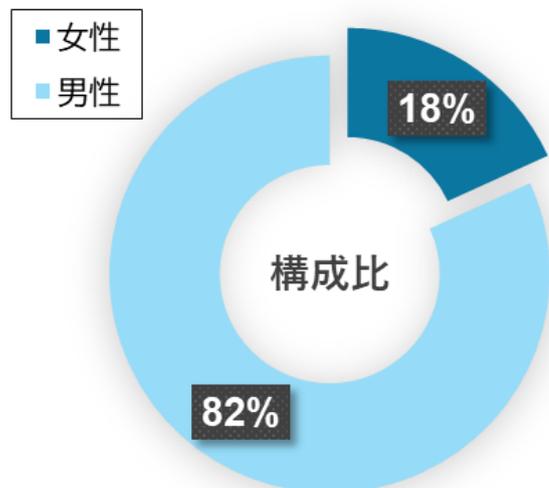
100 %

※ 履修義務対象者のみ

1年当たり必修単位数：40単位

専門要員に占める女性の割合

2024年7月1日現在



6 | IT基盤の状況

- 当監査法人では、情報システム担当社員が情報セキュリティに関する全般的な責任を有しております。情報セキュリティ教育やインシデント発生時の対応については情報システム担当社員が率先して対応に当たります。
- 当監査法人では全ての専門要員にIT機器を貸与しております。
- 当監査法人は「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」及び「情報セキュリティインシデント対応手順」等を定めており、情報セキュリティに関する基本的な考え方やインシデント発生時の対応等について全ての専門要員に周知しております。
- 当監査法人は、品質管理担当社員及び情報システム担当社員の監督下において、情報システム担当マネージャーが主体となり電子監査調書の導入を進めております。導入する電子監査調書システム及び導入スケジュールは次のとおりです。

導入する電子監査調書システム

提供会社 : CaseWare International Inc.
 サービス名 : CaseWare Working Papers
 ストレージ : 自社の共有サーバ

電子監査調書システムの導入スケジュール

	2024年									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
電子監査調書に関する情報収集	→									
導入するシステムの選定		↔								
無料トライアル版を用いた導入テスト					↔					
導入テストに並行して運用マニュアルの作成						↔				
電子監査調書システムの導入研修								●		
電子監査調書システムの運用開始予定										●

7 | 財務基盤の状況

当監査法人の財務基盤の状況

	2023年3月期	2024年3月期
売上高	373,313 千円	459,501 千円
総資産	419,995 千円	462,599 千円
純資産	260,687 千円	283,831 千円
自己資本比率	62.1 %	61.4 %

当監査法人における報酬依存度について

- 監査業務に関する報酬のうち特定のクライアントからの報酬割合が高く、財務的に依存しているような場合（特定のクライアントに対する報酬依存度※が高い場合）、監査法人が自己の利益を保全しようとする動機となったり、クライアントから不当なプレッシャーを受ける可能性（阻害要因の発生）があります。そのため、当監査法人においては特定のクライアントに対する報酬依存度を「倫理規則」で定められている「15%」以下に抑える方針としており、仮に特定のクライアントに対する報酬依存度が15%を超えた場合は、阻害要因を軽減するためのセーフガードとなり得る対応策を適用します。
- 2024年3月期の当監査法人における報酬依存度の最大値は以下のとおりです。

9.79 %（2024年3月期）

※ 報酬依存度 … 特定の1クライアントからの報酬が監査法人の収入全体に占める割合

8 | 国際対応基盤の状況

グローバルネットワークへの加盟状況

- 当監査法人は、現時点ではグローバルネットワークには加盟しておりません。

海外子会社等への監査

海外展開するクライアントの海外子会社等の監査に際しては、国際監査基準（ISA）も考慮しながら、以下の対応を取ることとしております。

- 監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。
- 当監査法人は他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。なおこの場合は、海外子会社等の監査人の独立性及び能力を評価し、メール及びオンラインでの面談により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図ります。

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

当監査法人はガバナンス・コードの全ての原則及び指針につきましてコンプライの方針としております。

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	対応状況
<p>1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人は、会計及び監査のプロフェッションとしての社会的使命を自覚し、監査を中心とする業務を通じて、地域社会の更なる発展に貢献することを経営理念としており、監査業務の品質を最優先することを経営方針としております。これらを実現し、会計監査の品質の持続的な向上を図るべく、全社員を構成員とする社員会において「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する方針及び手続を定め、業務管理体制を整備しております。 当監査法人では、「監査の品質管理規程」において、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するため、法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること等について、専門要員に対してメッセージを明確に一貫して繰り返し示すことを定めております。 当監査法人では、総括代表社員及び副総括代表社員と専門職員との面談を通して、品質管理の重要性について発信しております。 当監査法人では、総括代表社員から全ての専門要員に対し、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するためのマネジメントの考え方について、定期的にメッセージを配信しております。 <p>P1参照</p>
<p>1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1をご参照ください。
<p>1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、常勤専門職員の評価指針として「人事考課規程」を、さらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。 <p>P7参照</p>

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	対応状況
<p>1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人は中小規模であり、社職員全体の顔が見えやすい環境にある中、総括代表社員を中心として監査法人の構成員の間での情報共有や議論が積極的になされる組織文化や風土を醸成するように努めております。 当監査法人では、監査チームメンバーにより行われる監査チームミーティングにおいて、意見交換を積極的に行うこととしております。 当監査法人では、必要に応じて監査品質委員会が主催する監査業務改善のためのプロジェクトチームでの議論を行っております。 監査法人内部において定期的に研修会を開催し、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有を行っております。 <p>P1参照</p>
<p>1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人の業務内容は監査業務を中心としており、非監査業務については、監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針としております。 非監査業務についてクライアントから依頼を受けた場合には、倫理規則における独立性の定めを考慮して受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としております。 監査法人の一部の構成員の兼業に関しては認めておりますが、独立性のチェックリスト等を通して利益相反や独立性に問題がないことを随時確認しております。また、非常勤職員についてはその実施する業務が利益相反や独立性の観点から問題がないかどうかについて、社員会で検討することとしております。
<p>1-6 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。 <p>P11参照</p>

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

指針	対応状況
<p>2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人では、実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置し、定期的を開催して組織運営、監査品質やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っております。
<p>2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 社員会において各社員の担当業務を定め、当該担当業務の執行状況について、社員会において報告・検討及び承認決議を行っております。総括代表社員及び副総括代表社員の他、主な社員担当業務として、品質管理担当、研修担当、人事担当、情報セキュリティ担当等を定めております。 当監査法人では、品質管理担当社員を委員長とする「監査品質委員会」を設置し、監査品質委員会のメンバーがそれぞれ分担された品質管理業務を遂行することで、監査品質の向上に努めてまいります。なお、各メンバーの実施作業については当該委員会の委員長である品質管理担当社員が適宜コントロールを行います。 万が一監査業務の品質管理上の問題点が明らかになった場合等は、必要に応じて専門要員により構成する監査業務改善のためのプロジェクトチームを監査品質委員会が主催し、積極的な議論により問題の解決を図っております。なお、当該議論の結果については品質管理担当社員が社員会に報告し、協議を行う体制としております。 社員の人事評価に関しては「社員人事評価規程」を、専門職員の人事評価に関しては「人事考課規程」を定め、人事管理や評価に関する体制を構築しております。 <p>P1参照 P3参照 P7参照</p>
<p>2-3 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、専門職員の評価指針として「人事考課規程」をさらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。 <p>P7参照</p>

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	対応状況
<p>3-1 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人では、実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置し、定期的を開催して組織運営、監査品質やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っております。 中小規模である当監査法人においては監督・評価機関は設けておりませんが、独立性を有する第三者より、経営機能の実効性向上に資する助言や品質管理システムに関する助言を得る体制としております。
<p>3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 『独立性を有する第三者』の独立性については、会社法で定められている社外役員の要件、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」及び「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」等を参考にして検討することとしております。 当該第三者に期待する役割については指針3-3をご参照ください。
<p>3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p style="text-align: center;">P6参照</p>
<p>3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人は独立性を有する第三者に対して適時かつ適切に必要な情報を提供すること、また、独立性を有する第三者は当監査法人が求める役割を果たすことについて、双方が合意しております。 上記については当監査法人と独立性を有する第三者との間で契約を締結し、それぞれの義務を明確にしております。

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	対応状況
<p>4-1 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人の社員は監査現場に常時往査しており、必要な情報等を適時に入手するとともに、必要に応じて社員会及び各事務所の社員協議会において報告・検討を行うことにより共有を図っております。 社員会の経営方針や経営理念について、社員による監査チームのメンバーに対する適切な指示及び監督、監査法人内での定期的な研修を実施するほか、必要に応じて監査品質委員会が主催して組織する監査業務改善のためプロジェクトチームでの検討を行い、当該検討結果を適宜各監査チームへフィードバックする体制としております。
<p>4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人では、社員の評価指針として「社員人事評価規程」を、常勤専門職員の評価指針として「人事考課規程」を、さらに非常勤専門職員の評価指針として「非常勤職員評価規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。
<p>4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること 	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人では往査配分表を作成し、各監査チームにおける構成員の配置を検討し、社員会においてこれを検討・承認しております。 当監査法人では、社員による監査チームのメンバーに対する適切な指示及び監督、監査法人内での定期的な研修を実施するほか、必要に応じて監査品質委員会が主催して組織する監査業務改善のためプロジェクトチームでの検討を行い、当該検討結果を適宜各監査チームへフィードバックする体制としております。このような活動を行うことにより、当監査法人の構成員が十分に能力開発に取り組むことができる環境が構築されていると考えております。 指針1-5に記載のとおり、非監査業務については、監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針ですが、非監査業務の経験から得られる幅広い知見を活用するべく、時間及び人的資源など、当監査法人が業務を実施するための適性及び能力を有している場合には受嘱することとしております。 当監査法人では、指針1-3や指針2-3に記載したように定期的に人事評価を行っております。 当監査法人では受講すべき研修を予め指定するとともに、研修担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。

P8参照

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	対応状況
<p>4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監査計画におけるリスク評価のため、定期的にクライアントの経営陣幹部とのコミュニケーションを行うとともに、監査計画の説明及び監査結果の報告等、年間を通じてクライアントの経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションを行っております。 往査の都度、クライアントの監査役等並びに経理担当部長及び内部統制担当部長等と監査上のリスク等について意見交換をしております。
<p>4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「監査の品質管理規程」において、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めており、通報者が不当な取扱いを受けることないように留意しつつ、伝えられた情報を適切に活用しております。 具体的には、当監査法人のウェブサイトにおいて監査ホットライン窓口を設置しており、内部及び外部からの通報に対して伝えられた情報を適切に活用する体制を定めております。なお、当該窓口は監査品質委員会としており、通報者が不利益を被る危険はないように留意しております。

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況
<p>5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本原則への取組み及び対応状況について「品質管理に関する年次報告書」において、当監査法人のウェブサイトで公表しております。また、品質管理システム概要書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類について、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表しております。
<p>5-2 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 監査法人における品質管理システムの状況 経営機関等の構成や役割 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人では、定期的にトップ自らがメール等によりメッセージ配信を行い、トップの姿勢を示しております。 P1参照 当監査法人では「品質管理に関する年次報告書」においてAQIや当監査法人における品質管理システムの状況、独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方経営機関等の構成や役割を開示することとしております。 P1参照 P3参照 P5参照 P6参照 非監査業務については、クライアントから依頼を受けた場合には倫理規則における独立性の定めを考慮し、受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としております。 P5参照 当監査法人では、電子監査調書システムの導入に向けた対応を行っている他、「情報セキュリティインシデント対応手順」を定め、サイバーセキュリティ対策等を行っております。 P9参照 当監査法人では受講すべき研修を予め指定するとともに、研修担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。 P7参照

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況
<p>5-2 • 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</p> <p>• 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</p> <p>• 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</p>	<p>• 当監査法人では「品質管理に関する年次報告書」において財務基盤を開示しております。報酬依存度についても倫理規則の定めにも抵触するようなクライアントはありません。</p> <p>P10参照</p> <p>• 指針5-3をご参照ください。</p> <p>• 当監査法人では監督・評価機関を設置しておりませんが、独立性を有する第三者の助言も参考にしながら、監査品質委員長が中心となり、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価を行っております。</p> <p>P6参照</p>
<p>5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <p>• グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</p> <p>• グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)</p> <p>• 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</p> <p>• 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</p>	<p>• 当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておりません。</p> <p>• 当監査法人は、監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。</p> <p>• 当監査法人は他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。なおこの場合は、海外子会社等の監査人の独立性及び能力を評価し、メール及びオンラインでの面談により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図ります。</p> <p>P11参照</p>
<p>5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>• 当監査法人では、主要なクライアントの経営者や監査役等とのコミュニケーションに際して意見交換を行い、得られた意見を集約することにより、監査業務における監査品質の更なる向上に努めてまいります。</p> <p>• クライアントの経営者や監査役等とのコミュニケーション結果のうち重要な事項については独立性を有する第三者と協議を行い、監査品質の向上に必要な施策について検討します。</p>

9 | ガバナンス・コードへの対応状況

原則5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	対応状況
<p>5-5 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視を行っております。品質管理のシステムの監視には日常的な監視及び監査業務の定期的な検証が含まれており、その結果を品質管理担当社員が社員会に報告し、社員会においてその評価を行っております。 当監査法人では、必要に応じて監査品質委員会が監査業務改善のためのプロジェクトチームを主催しておりますが、当該プロジェクトチームの検討結果について、品質管理担当社員が取りまとめを行っております。その結果として「監査の品質管理規程」の改定等、品質管理のシステムを変更する場合には、社員会での報告・検討及び承認決議を行って評価しております。
<p>5-6 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当監査法人は「品質管理に関する年次報告書」を作成して当監査法人のホームページで公開すること等により、品質管理の状況について情報開示をするとともに、当監査法人に対する問合せについては監査品質委員長が窓口となり、資本市場との参加者等との意見交換を行ってまいります。



五十鈴監査法人

<https://isuzu-audit.or.jp>

監査ホットライン

https://isuzu-audit.or.jp/kansa_hotline